

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行に伴う社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
（口座管理機関における口座開設の審査） 第24条（略） 2（略） 3 第1項に規定する場合において、口座管理機関は、当該申請者について、 <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）</u> に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。 4（略）	（口座管理機関における口座開設の審査） 第24条（略） 2（略） 3 第1項に規定する場合において、口座管理機関は、当該申請者について、 <u>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）</u> に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。 4（略）

2 附則

この改正規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第 1 条第 1 号に定める日（平成 20 年 3 月 1 日）から施行する。